

## 第2 子どもを産み育てやすい環境づくり ～人口減少社会への対応～

子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び児童虐待防止対策・社会的養護の充実・強化、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

### 1 すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進 3,247億円(3,113億円)

子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び児童虐待防止対策・社会的養護の充実・強化について、必要な財源を確保しつつ、年末を目途に政策パッケージを策定し、その取組を推進する。

#### (1)子どもの貧困対策とひとり親家庭対策の推進 1,979億円(1,893億円)

##### ①ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化【一部新規】(一部推進枠)

ひとり親家庭の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの居場所づくり、子どもの学習支援、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭の支援策の強化を図る。

また、「ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン」として、マザーズハローワークへのひとり親支援専門の就職支援ナビゲーター等の配置や、ひとり親支援を行うNPO法人との連携による取組を強化する。

さらに、母子家庭の母等について、試行雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定就職困難者雇用開発助成金の併給を可能とする。

##### ②自立を促進するための経済的支援

ひとり親家庭の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金など母子父子寡婦福祉資金の貸付による支援を行う。

また、児童扶養手当の機能の充実については、予算編成過程で検討する。

##### ③女性の活躍推進のための積極的取組の推進(後掲・50ページ参照)

##### ④子どもの学習支援事業等の充実・強化【一部新規】(推進枠)

生活困窮世帯の子どもを支援するため、学習支援事業について高校中退防止等及び家庭訪問の取組を強化するとともに、生活福祉資金(教育支援資金)の拡充を図る。

## (2) 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進 1,245億円(1,198億円)

### ① 児童虐待防止対策の強化【一部新規】(一部推進枠)

- ・ 児童相談所の体制の強化及び専門性の向上を図り、相談機能を強化するとともに、市町村の体制強化を図る。特に、児童相談所における弁護士等の活用の促進や、児童相談所及び市町村における子どもの安全確保等に係る体制の強化を行う。
- ・ 一時保護所における個々の児童の状況に応じた適切なケアを行うための体制の強化及び環境の改善を図る。

### ② 妊娠・出産包括支援事業の展開(一部推進枠)(後掲・49ページ参照)

### ③ 家庭的養護の推進【一部新規】(一部推進枠)(一部社会保障の充実)

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を引き続き実施し、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等、家庭的養護の推進を図る。

また、里親・ファミリーホームへの委託について、児童家庭支援センター等の里親支援機関を活用した支援体制の構築を図る。

### ④ 被虐待児童などへの支援の充実(一部推進枠)

退所児童等のアフターケアの充実や児童家庭支援センターの所数増を図るとともに、児童養護施設等退所後の自立支援のあり方について、自立援助ホームの機能強化と併せて検討し、必要な措置を講じる。

また、心理的な課題を抱える被虐待児童を適切に支援するため、情緒障害児短期治療施設の設置を推進する。

## (3) 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進(一部再掲・47ページ参照) 101億円(69億円)

配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

## 2 待機児童解消等に向けた取組

934億円(918億円)

### (1) 待機児童解消策の推進など保育の充実【一部新規】(一部推進枠)

906億円(892億円)

待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、

保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。

また、「保育士確保プラン」に基づき、修学資金貸付及び受講費の支援等による人材育成や潜在保育士に対する再就職支援など、保育士確保対策を推進する。

## (2) 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

※内閣府において要求

### ①教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

全ての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

#### ア 子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

#### イ 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 等

### ②児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

#### (参考)子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実(社会保障の充実)

##### ○量的拡充(待機児童解消加速化プランの推進等)

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の事業量の計画的な拡充を図る。

##### ○質の向上

子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども子育て支援の実現のため質の向上に向けた取組を実施する。

### 3 母子保健医療対策の強化

373億円(364億円)

#### (1) 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化 157億円(151億円)

##### ①妊娠・出産包括支援事業の展開(一部推進枠)

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)の整備を行うとともに、退院直後の母子への心身のケア等を行う産後ケア事業など、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する。

※ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)については、内閣府において要求

##### ②不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる特定不妊治療に要する費用等の助成を行う。

#### (2) 慢性的な疾病を抱える児童などへの支援(一部社会保障の充実)

177億円(175億円)

慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。

また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となって自立支援を行うための事業を行う。

さらに、小児期から成人期への円滑な医療の移行を実施するためのモデル事業を行う。

### 4 仕事と家庭の両立支援策の推進(後掲・50ページ参照)

94億円(63億円)